

## サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則

〔平成27年2月10日〕  
サイバーセキュリティ戦略本部決定  
平成28年10月12日  
一部改定

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号。以下「法」という。）第25条第1項第3号に規定する事務を適切に遂行するため、当該事務について、次のとおり定める。

### （対象とする事象）

第1条 法第25条第1項第3号に規定する「国の行政機関、独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象」（以下「特定重大事象」という。）とは、国の行政機関、独立行政法人又は法第13条に規定する指定法人（以下「行政機関等」という。）で発生したサイバーセキュリティに関する事象のうち、次に掲げるものとする。

- 一 行政機関等が運用する情報システムにおける障害を伴う事象であって、当該行政機関等が実施する事務の遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの
- 二 情報の漏えいを伴う事象であって、国民生活又は社会経済に重大な影響を与え、又は与えるおそれがあるもの
- 三 前各号に掲げるもののほか、我が国のサイバーセキュリティに対する国内外の信用を著しく失墜させ、又は失墜させるおそれがある事象

### （関係行政機関との連携等）

第2条 サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）による特定重大事象に対する施策の評価（以下単に「施策の評価」という。）に当たっては、特定重大事象が発生した行政機関等（以下「当該行政機関等」という。）その他の関係行政機関との緊密な連携を図るとともに、秘密の保持に十分留意するものとする。

### （施策の評価の手順等）

第3条 施策の評価は、次に掲げる段階を踏まえて行うものとする。

- 一 事象発生 の把握
- 二 被害の特定及び原因究明（以下「原因究明等」という。）
- 三 被害の復旧及び再発防止に向けた施策（以下「復旧・再発防止策」という。）の把握

#### 四 復旧・再発防止策の評価

- 2 施策の評価は、法第31条の規定により当該行政機関等（当該行政機関等が独立行政法人又は法第13条に規定する指定法人（以下「独立行政法人等」という。）の場合は、当該独立行政法人等を所管する行政機関）の長から提供される報告資料を基に行うものとする。

##### （特定重大事象に係る通知）

- 第4条 サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）は、特定重大事象に該当する事象の発生を確認したときは、その旨を当該行政機関等の長（当該特定重大事象が独立行政法人等で発生したものであるときは、当該独立行政法人等を所管する行政機関の長及び当該独立行政法人等の長とする。第8条を除き、以下同じ。）に通知するものとする。

##### （原因究明等）

- 第5条 特定重大事象に係る原因究明等は、当該行政機関等による調査により行われることを基本としつつ、必要に応じ、本部による技術的調査その他の補充調査（民間事業者に委託して行うものを含む。）を行うものとする。
- 2 本部長は、前項の規定による補充調査を行おうとするときは、その旨を当該行政機関等の長に通知するとともに、必要に応じ、関係物件の提出その他の協力を求めるものとする。
  - 3 本部長は、原因究明等の結果を取りまとめ、本部会合の審議に付した上で、当該行政機関等の長に通知するものとする。
  - 4 本部長は、原因究明等の結果に基づき、法第27条第3項の規定による勧告、当該行政機関等における復旧・再発防止策の立案の促進その他所要の措置を講じるものとする。
  - 5 本部長は、原因究明等の事務の一部を法第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託した場合には、別に定めるところにより、同法人に第1項に定める補充調査を行わせるものとする。

##### （指導及び助言）

- 第6条 本部長は、当該行政機関等の長に対し、特定重大事象に係る原因究明等及び復旧・再発防止策に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

##### （復旧・再発防止策の評価に係る措置）

- 第7条 本部長は、当該行政機関等が立案した復旧・再発防止策に対する評価が終了したときは、その結果を当該行政機関等の長に通知するとともに、必要に応じ

、その他所要の措置を講じるものとする。

(法第31条第2項の運用)

第8条 本部長は、次に掲げる場合には、当該行政機関等（当該行政機関等が独立行政法人等の場合は、当該独立行政法人等を所管する行政機関）の長に対し、法第31条第2項の規定により必要な協力を求めるものとする。

- 一 施策の評価に必要な資料又は情報が正当な理由なく当該行政機関等の長から提供されないとき。
- 二 第5条第2項の規定により協力を求めた場合において、正当な理由なく協力が得られないとき。
- 三 本部会合の場において当該行政機関等の関係職員から説明を受けることが施策の評価を行う上で特に必要であると認めるとき。

(関係事務の処理等)

第9条 施策の評価に関する事務（特定重大事象に係る原因究明等の結果の審議及び復旧・再発防止策の評価を除く。）は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。ただし、法第31条の規定に基づく事務については、別に定めるところによる。

- 2 緊急を要する場合における特定重大事象に係る原因究明等の結果及び復旧・再発防止策の評価は、前項の規定にかかわらず、内閣サイバーセキュリティセンターが行うものとする。
- 3 施策の評価に基づき法第27条第3項の規定による勧告を行う場合において、次に掲げる事務は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。
  - 一 法第27条第3項の規定による勧告（前項の規定の適用がある場合に限る。）
  - 二 法第27条第4項の規定による報告の求め